

会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」の改正について

平成 20 年 3 月 25 日
日本公認会計士協会

会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成7年6月1日公表）を次のように改正する。

新	旧
<p>会計制度委員会報告第3号</p> <p>ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 6 月 1 日 <u>改正 平成 20 年 3 月 25 日</u> 日本公認会計士協会</p>	<p>会計制度委員会報告第3号</p> <p>ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 6 月 1 日 日本公認会計士協会</p>
<p>20．本報告は、主として金融機関等の中で締結されるローン・パーティシペーション契約についての会計処理と表示に関する実務指針を示すものである。</p>	<p>20．本報告は、主として金融機関等の中で締結されるローン・パーティシペーション契約についての会計処理と表示に関する実務指針を示すものであるが、<u>類似の仕組みによって、契約上の法的地位や権利は移転しないが債権に係る経済的利益とリスクを第三者に移転する取引においても、同様に適用されるものであることに留意する必要がある。</u></p>

適用

「会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」の改正について」（平成20年3月25日）は、平成20年4月1日以後開始する事業年度及び四半期会計期間又は中間会計期間から適用する。ただし、同日前に開始する事業年度及び中間会計期間から適用することができる。

以 上